

住宅改修説明会 Q & A

- Q シャチハタが例外的に認められると考える例、認めがたい例はどのような例か（経験上から独居高齢者や高齢者夫婦世帯などで、印鑑を探してもみつけることができず、インク浸透印しか手元にないケースがある。）。
- A 例外的に認められる場合としては、貴見のとおり、探してもみつけることができない場合が考えられます。シャチハタなどのインク浸透印を使用する場合は、理由を枠外に記載のうえ、提出をお願いします。
- Q 広域（保険者）のケアマネジャーは理由書作成するのか。依頼してもいいのか。
- A 当組合は審査をする立場でありますので、依頼は不可とします。
- Q 必要時三者協議への広域（保険者）の参加は可能か。
- A 当組合は審査をする立場でありますので、参加は不可とします。
- Q 理由書の公費は何をさすのか。
- A 生活保護をさします。
- Q 退院・退所日は広域に連絡していたが、今後は施工業者にのみで広域に連絡をしないでもいいのか。
- A 退院・退所を確実に確認するために、理由書作成者は必ず当組合と施工業者に連絡をお願いします。また、施工業者は支給申請書に忘れずに記入してください。
※雲仙市会場において、「理由書作成者は施工業者にのみ連絡をお願いします。」と回答しましたが、退院・退所を確実に確認するために現状と同様に施工業者及び当組合に連絡をお願いします。
- Q 三者協議時に本人が不在でも大丈夫か。
- A 入院中などでどうしても立会いができない場合は可能ですが、基本的に利用者立会いのもと三者協議をお願いします。
- Q 理由書のPT・OTの介入欄について、ここの有り無しにより審査に影響はあるのか。電話等にて助言を仰いだりした場合もチェックするのか。
- A 審査に影響はありません。三者協議参加の有無に関わらずPT・OTが何らかの関わりがあった場合は、有に○をしてください。

Q 福祉用具同時申請の欄について、同時申請の際には、同時申請のところと改修後のどちらにもチェックしなければならないのか。

A どちらにもチェックをお願いします。また、同時に申請はしないが、用具購入を検討されている場合は、改修後にのみチェックをしてください。

Q 対象費用額が下がった場合はケアマネから施工業者への連絡とのことだが、広域からは施工業者へ連絡しないのか。

A 施工業者に関しては、審査の際に疑義がある場合は、内容確認を行っています。以前と同様にケアマネから施工業者へ連絡をお願いします。施工業者におかれましては、疑義がある場合は当組合に連絡をお願いします。

Q ポータブルトイレがあった場合は、洋式便器への取替えは対象にならないのか。

A 手引き6ページの腰掛便座とは、据え置き式の便座のことですので、ポータブルトイレ使用者であっても、洋式便器への取替えは対象となります。

Q 設置面がコンクリートの場合、コア抜き200mm以上とあるが、現状コンクリート200mm以上あるところがない。その場合どうしたらいいのか。

A メーカーカタログ仕様にそって埋め込んでください。

Q コンクリートスロープを新設する際に同時に手すりを設置する場合、コア抜きは対象となるのか。

A コンクリートスロープを新設する際には、コア抜きは発生しないと考えられますので対象外となります。ただし、手すり設置後の補修等については、対象とします。

Q 手引きには、廊下の嵩上げ等の対象部分は900mmで記載されているが、基本的には、900mmを目安として対象費用を算出してよいのか。

A 手引きに記載している事例は、あくまでも一例として記載しています。対象部分については、利用者の身体的状況（歩行状態、移動方法等）、住宅環境等により異なりますので、事前に利用者の状況等に応じて必要な部分を三者協議し、対象費用を算出してください。

また、利用者に施工費用の提示、説明等をする際は、審査の結果、申請内容の全てが必ずしも対象とならない場合があることを利用者に説明してください。

Q スロープ開口の判断基準は何か。

A 利用者の身体的状況（歩行状態、移動方法等）、住宅環境等によります。

Q 手すり取り付け人工算定の目安について、もし、見積金額が「人工算定基準」を超えた場合、“受付ができない”と考えるのか、“超過した金額は自己負担”と考えるのか。

A 超過した金額は自己負担となります。

Q 手すりを取り付ける場合の記入例として、一箇所ごとの施工費を表示してありますが、複数箇所取り付ける場合、全てまとめて表記してよいか。

A 施工費は一箇所ごとに計上してください。

Q 写真の日付について、黒板等とあるが、ワードやエクセルで追加していいのか。

A ワード又はエクセルでは、日付を変えることもできるので不正防止のため、データ機能で撮影するか黒板等に記載して撮影するようお願いします。

Q 手すりを取り付ける際に支柱を設置する場合は、支柱にもスケールをあてて写真を撮らなければならないのか。また、支柱を複数設置する場合は、その全てにスケールをあてて写真を撮って提出しなければならないのか。

A 手すり取り付けに伴い支柱を設置する場合は、支柱にもスケールをあてて写真を撮り、提出をお願いいたします。また、支柱を複数設置する場合で支柱の長さが同じである場合は、両端の支柱にそれぞれスケールをあてて写真を撮り（反対方向からも）、提出してください。

Q 支給申請時に写真を提出する際、一箇所に複数の写真が必要となる場合は、写真貼付用紙とは別に、白紙等に貼って提出してよいか。

A 一箇所に複数写真が必要となる場合は、承認（事前）申請時に提出した写真と同じ位置から撮った写真を写真貼付用紙に、その他部分ごとに詳細に写している写真は、どの箇所のどの部分かを明記したうえで提出してください。その場合、様式は問いませんので、白紙に記載し写真を貼り付けて提出していただいてもかまいません。

今回、掲載できなかった分については、後日掲載します。

Q 【手すり等取り付け人工算定の目安】に木製、イレクター製手すり取り付け時の人工算定基準 0.1 人工となっているが、プラスチック被覆スチールパイプを主に利用しており、同商品は強度が強いため、メーカー基準でブラケット等の数は少なくすむが、素材の特徴から取り付け時の手間が木に比べ何倍もかかる。スタート基準を+0.1 人工加算できないか。

A イレクターパイプも木製手すりと同様とします。

Q 手すりについて、ブラケット内におさまる(のみ込み)部分が算定されない理由は何か。

A ブラケットについては、メーカー又は部材により個々ののみ込み部分の長さが異なるため、のみ込み部分も含めて計測する場合は使用する手すり 1 本毎の長さを実測し写真を提出していただく必要がありますので、ブラケットにのみ込み部分を除いた分を対象とします。

Q 【手すり等取り付け人工算定の目安】について、設置面が土+基礎石の場合基礎石を使用した場合はどうなるか。また、大きさによって変化はあるか。

A 基礎石を使用する場合は、基礎石の品番及び単価を計上してください。埋め込み深さにつきましては、200mm 以上埋め込み、基礎石を根巻きするなど固定し、施工過程において写真を撮影するようにしてください。

Q 福祉住環境コーディネーターが理由書を作成してもいいのか。

A 施工業者によっては、福祉住環境コーディネーターの資格を取得されている方もいるかと思いますが、施工業者に所属している福祉住環境コーディネーターが理由書を作成すると利用者(又はその家族)と施工業者の2者の協議になるため不可とします。

Q 手すりのエンドキャップは手すりとして掴むことができるので、算出することはできないか。

A エンドキャップについては、取り付けの手間に時間を要しないことから算出には加算しないこととします。

Q 【手すり等取り付け人工算定の目安】に記載の固定方法がブラケット等をビス止めの場合に、支持間隔により横受けが 0.05 人工加算されるが、玄関上がり框などの手すりにおいて途中で角度を持たせる場合(自在ブラケット等を使用)に手すりを切断して繋ぐときは、0.1 人工で大丈夫か。

A 0 自在ブラケット等で角度を持たせる場合でも 0.1 人工ずつではなく、横受け同様に 0.05 人工加算とします。